

## 国民保護法による避難計画への自治体の取り組み状況調査\*

Approach situation investigation of municipality to refuge project by Law concerning Correspondence for the people's protection in situations that would constitute an attack on Japan.\*

藤田雅久\*\*・高山純一\*\*\*・中山晶一朗\*\*\*\*

By Masahiko FUJITA\*\*・Jun-ichi TAKAYAMA\*\*\*・Shoichiro NAKAYAMA\*\*\*\*

### 1. はじめに

近年の日本の周辺国では、朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射実験や大韓民国の竹島の不法占拠、中華人民共和国の軍事費が大幅に増加している等といった軍事的な動きが少なからず見られる。そのため、海外からの武力攻撃に備える事が必要となってきた。そのような背景を受けて、2004年に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下、国民保護法と表現する）が制定された。これは諸外国からの武力攻撃事態等を想定して、武力攻撃から国民の生命や身体、財産を守ること、武力攻撃事態後の国民生活への影響を最小限に抑える事を目標としている。そのため、国や各地方公共団体等に武力攻撃自体における責務や避難、救援、武力攻撃によって発生した災害への対処等の措置が規定されている。また、本法では他国からの攻撃行為だけでなく、テロによる攻撃も含めて、外部からの武力攻撃を武力攻撃と定義し、それらに対する措置を定めている点の一つの特徴として挙げられる。

これは、近年では1995年の地下鉄サリン事件や2001年に発生した9.11アメリカ同時多発テロ事件など、テロリズムによる対象が広範囲に拡大し、そして無差別なものに変化してきている為である。

そして、原子力発電所や石油化学コンビナートをはじめとする危険性を内在する物質を有する施設や、大型集客施設、ターミナル駅等の多数の人が集合する施設及び大量輸送機関は特に狙われやすいと考えられる。この中でも危険性を内在する物質を有する施設に武力攻撃を受けた場合、直接的な被害とともに、その後の放射能汚

染や大火災といった二次災害に対する防災計画も必要となる。そのため、危険物を有する施設に対して、各自治体は全体の国民保護法に基づく計画とは別に、二次災害に対する計画を立てる必要があると考えられる。

しかし、そうすると結果的にそういった施設を持つ自治体に大きな負担がかかることとなる。従って、当調査では各自治体の国民保護法に基づく防災計画の策定状況や国民保護法に基づく避難訓練の実施状況から、国民保護法に対する取り組み状況を調査し、その実態を明らかにする。そして、その調査した結果からそれぞれの人口や保有する施設数等によって比較を行い、その差異の原因ならびに各自治体の防災計画で不足する点を明らかにすることで、今後の国民保護法に基づく防災計画策定の一助としたい。

### 2. 研究の方法

#### (1) 国民保護法に対する取り組み

まず、各都道府県の国民保護法への取り組み状況についての調査を行った。具体的には国民保護法を基とした、条例や制度、協議会や委員会といった組織の運営状況、国民保護法に基づく避難訓練の図上訓練や実施訓練といった方式ごとの訓練の実施状況、その成果や問題点などについて調査を行った。具体的には、各都道府県のインターネットホームページ掲載の情報により行った。そして同時に、都道府県毎の人口や年齢構成といった基礎的な情報と、原子力発電所や石油化学コンビナート等の国民保護法で「危険性を内在する物質を有する施設」と定義される施設の数や規模、種別等の情報から分類を行う。その分類した都道府県とそれらの国民保護法についての取り組み状況から各都道府県の取り組み状況を明らかにする。

また、調査した結果を見ると、各都道府県での国民保護法に対する取り組み状況に量的、取り組み方あるいは取り組みを精力的に行っているかといった差が出てくると考えられる。その差が都道府県それぞれどのような要因から発生しているのかについて考察する。

#### (2) 原子力発電所の防災計画

国民保護法の調査と平行して、一昨年に原子力発電所

\*キーワード：防災計画

\*\*学生会員，学（工），金沢大学自然科学研究科（石川県金沢市角間町，ms-06@stu.kanazawa-u.ac.jp）

\*\*\*フェロー，工博，金沢大学環境デザイン学系（石川県金沢市角間町，076-234-4613，takayama@t.kanazawa-u.ac.jp）

\*\*\*\*正会員，博（工），金沢大学環境デザイン学系（石川県金沢市角間町，076-234-4614，snakayama@t.kanazawa-u.ac.jp）

を持つ自治体に向けて行ったアンケートを集計して利用する。アンケートは当該自治体に対して原子力発電所事故に対する防災計画を簡単に質問したものである。内容は、(1)住民を避難させる範囲や方法等の避難計画全体に関する事、(2)災害時の自家用車の使用や高速道路の使用に関する制限や規制について、(3)高齢者や障害者といった移動困難者についての質問と大きく3つに分けられる。アンケートの主な質問項目を表-1に示す。

表-1 アンケートの質問項目

内容	質問項目
避難計画全体	原子力災害認定や対応
	住民の避難方法
	時間帯による避難計画の変更
	各人の避難先の決定方法
	広報手段
災害時の制限、規制	自家用車の使用
	交通規制
要支援者の避難方法	要支援者の避難
	病院所有の避難車両

このアンケートは元々原子力発電所での災害に対する避難シミュレーションを行うために行ったものである。しかし、これに対する回答からも国民保護法に基づく避難計画への取り組み状況と同じく、各自治体の人口や原子力発電所における原子炉の規模や数の違いから避難計画に少なくない差が出てくると考えられる。これらの違いがどのような要因から発生していくのかについてアンケートの結果や各自治体における状況などから考察する。

### 3. アンケート結果

上記の原子力発電所を持つ地方自治体を対象としたアンケートの結果について、単純集計した結果を一部紹介する。

まず、アンケートは原子力発電所を持つ自治体として石川県や茨城県などの13の道県と市町村として合計31の自治体に配布を行った。その配布数と回収数を表-2に示す。

表-2 アンケートの配布数・回収数

項目	県	市	町村	全体
配布数(部)	13	15	16	44
回収数(部)	6	11	12	29
回収率(%)	38	73	75	66

そして、避難計画全体に関して質問している項目から結果を一つ取り上げる。災害が発生した後、最初に考慮すべきである事柄として、原子力災害と認定して避難計画が適用する、という事が必要になる。そのタイミングがいつ決まって対応が始まるかについて質問した結果について考察を行った。質問に対する結果を図-1に示す。質問の結果としては「原子力施設やその周辺に被害をもたらすような事象を認知した時点」が一番多かった。しかし、その他の回答を含めて、頂いた回答のほとんどに補足として、「原子力災害対策特別措置法」10条または15条における該当事象が適用された時点となっている。

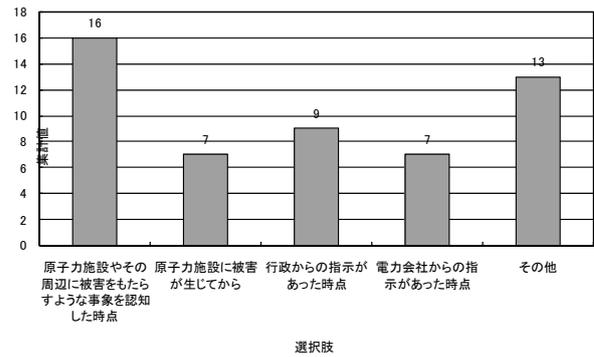


図-1 原子力災害と認定され対応が始まるタイミング

これはそれぞれの避難計画において、原子力災害と認定される前から警戒態勢を敷いたり、災害対策本部を設置したりするなど、原子力災害と認定するタイミングと対応を始めるタイミングがずれていたためであると考えている。

また、他の設問では、避難計画で表-1に挙げた諸処の要素について考慮されているかいないかを聞く設問が多かった。しかし、その回答にしても「考慮しているが詳細は決まっていない」、「災害が起こった際には、臨機応変に対応を行う」、といった場当たりの内容が多く、避難計画を策定していても現場の対応までは取り決めていない場合が多いことが明らかになった。

### 4. まとめ

今回の調査では各都道府県の国民保護法による避難計画の策定や国民保護訓練の実施の有無といった国民保護法への取り組み状況と原子力発電所を持つ自治体に対して行ったアンケート結果から、各自治体間での取り組み状況の違いを明らかにするとともに、それぞれの自治体の環境や状況と合わせて比較分析を行った。これより、避難計画を策定する際に重要となる要素やそれぞれの計画の差異がどのような要素によって発生しているのか具体的に考察を行った。

調査した内容や原子力発電所の避難計画についてのアンケート結果、ならびに具体的に考察した事項など、詳しくは発表時に示そうと思う。

#### 参考文献

- 1) 国民保護法ポータルサイト：<http://www.kokuminhogo.go.jp/pc-index.html>
- 2) 原子力災害対策特別措置法
- 3) 成瀬、高山、中山、牛場：「国民保護法に基づく大規模避難計画策定のための計画支援システム開発」, 平成19年度土木学会中部支部研究発表会講演概要集, CD-ROM(pp.373-374), 2008年